平成２２年（フ）第４８号
広島県呉市倉橋町15045番地
債務者　米崎　憲治
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２６号
徳島市不動西町２丁目1442番地の１
債務者　島田　義實
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
徳島市不動西町２丁目1442番地の１
債務者　島田　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７号
高知県高岡郡四万十町七里乙588番地３
債務者　山﨑　文男
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第５８号
高知県高岡郡四万十町七里乙588番地３
債務者　山﨑　千惠
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１０号
高知県高岡郡津野町船戸4881番地、前住所香川県高松市仏生山町甲352番地
債務者　西田　　歩
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１１号
高知県高岡郡佐川町乙2455番地23
債務者　大原　広宣
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２０号
高知県須崎市吾井郷乙1206番地１
債務者　森光　香里
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１３４号
大分県臼杵市大字二王座133番地の５
債務者　山本　晋也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
岩手県北上市村崎野15地割534番地90
債務者　佐々木　磨
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０号
岩手県北上市九年橋１丁目５番22号　レオパレス九年橋Ⅱ204号室
債務者　小山　道明
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２３号
岩手県北上市黒岩16地割39番地２
債務者　渡辺　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８４号
福井市加茂河原２丁目１番２号
債務者　橋本　賀子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
長野市篠ノ井布施五明186番地２、前住所長野市篠ノ井小森366番地の５
債務者　山田　祐一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県伊丹市野間５丁目２番19号芝田文化、前住所兵庫県伊丹市野間北３丁目３番43―305号
債務者　野村　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５２８号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓76番地５―201号
債務者　石川　和実（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
徳島市北沖洲１丁目７番20号
債務者　後藤　政彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
徳島地方裁判所民事部